

# 業 務 委 託 基 本 契 約 書

(以下「甲」という。)とデロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー合同会社 (以下「乙」という。)は、甲が乙に委託する業務について、次のとおり基本契約 (第2条第1項に定める別紙を含み、以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条 (目的)

1. 本契約において、「本案件」とは、甲が行いまたは行うことを予定している次の事項を意味する。  
甲の顧客 (第3条で定義する「本件顧客」を指す。) に対するセルサイドファイナンシャルアドバイザーサービスの提供
2. 本契約は、甲が本案件に関する検討を行うにあたり、甲の判断の参考とするため (以下「本件委託目的」という。)、第3条に定義する本件業務 (以下「本件業務」という。)を乙に委託することに関し、基本的事項を定めるものである。

## 第2条 (個別依頼書)

1. 甲が本案件に関し、個別の本件顧客 (第3条の定義による。) に関する本件業務について乙に委託する場合、甲は本件業務の具体的範囲を記載した本契約書添付の別紙 (以下「別紙」という。) の「個別依頼書」 (以下「個別依頼書」という。) を、乙に対して交付するものとする。
2. 乙は、個別依頼書の内容による本件業務を受託するときは、甲に対して書面により承諾を通知するものとし、当該書面による承諾により、本契約および個別依頼書 (両者をあわせて以下「本契約等」という。) に基づく本件業務の受託が成立するものとする。なお、個別依頼書ごとの本件業務には本契約の条項が適用されるものとするが、個別依頼書と本契約との間に齟齬がある場合には個別依頼書が優先するものとする。

## 第3条 (本件業務)

1. 「本件業務」とは、甲による企業概要書 (甲が買収候補先企業に初期的に譲渡対象企業の紹介をするために利用する書面) の作成に関する支援業務のうち、前条に定める個別依頼書に基づき甲が乙に依頼し乙が受託したものをいう。なお、本件業務範囲は、甲乙双方協議・合意の上、書面 (電子メール等を含む。) により変更できるものとする。また、「本件顧客」とは、別途個別依頼書に本件業務の対象として記載される甲の顧客をいう。
2. 甲および乙は、本件業務に関して次の各号に掲げる事項を確認する。
  - (1) 本件業務は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査ではなく、甲および本件顧客の事業環境、財務状況等について、乙が何らの意見表明、保証等を与えるものではないこと。
  - (2) 本件業務によって、乙は会計税務の解釈・適用について最終的・確定的見解を表明する

ものではなく、また、本件報告（第7条第2項で定める。以下同じ。）は、甲の会計監査人や顧問税理士その他のアドバイザーの判断を拘束するものではないこと。

- (3) 本件業務によって、乙は本案件の成就その他本案件に関連して甲の望む事象の実現を保証するものではなく、また、本件業務の対象として、事業計画や資金計画、その他の将来事象が含まれる場合であっても、これらの達成可能性、資金の十分性等の将来予測について、乙は責任を負わないこと。
- (4) 本件報告は、本件業務範囲を限度として判明した特に重要と思われる事項に基づき提供されるものであり、その他の前提、範囲、手法によって実施された場合には、本件報告の内容が異なる可能性があること。
- (5) 本件業務によって、本案件に関するすべての重要な事項が明確になるものではないこと。
- (6) 本件報告は、本件委託目的のため、甲の内部（甲ならびに甲の役員および従業員をいう。以下同じ。）での利用を想定しているものであること。
- (7) 本件報告の本件委託目的への合致性および本案件に関する判断は甲自らがを行い、また、その責任は甲が負うこと。
- (8) 甲は、本件業務において以下の事項について責任を負っていることを確認する。
  - (ア) すべての経営管理上の決定を行い、また、経営管理上の機能を果たすこと。
  - (イ) 適切な技術、知識および経験を有している人員（1名以上。上級経営管理職に属する人員が望ましい。）を、本件業務の管理、監督の任にあたらせること。
  - (ウ) 本件業務の適切性、結果について評価すること。
  - (エ) 本件報告等の採否が甲にもたらす結果についての責任を負うこと。
  - (オ) 日常業務の監督を含む内部統制を構築、維持すること。

3. 甲および乙は、次の各号に定める業務が、本件業務に含まれないことを確認する。

- (1) 乙または本件再委託先（第5条で定める。両者をあわせて、以下「乙等」という。）による提供が法令上制限される業務または乙等において新たに許認可の取得、登録等が法令上要請される業務。
- (2) 有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク（日本公認会計士協会倫理規則の定義による。）内のネットワーク・ファーム（日本公認会計士協会倫理規則の定義による。以下「ネットワーク・ファーム」という。）が監査または保証業務を実施するにあたり求められ、かつ、乙等が適用を受ける、独立性にかかわる公認会計士法等の法令および日本公認会計士協会が定める倫理規則等ならびに各国の相当する法令、規則等（以下、あわせて「独立性にかかわる諸法令等」という。）に、現在または将来において抵触する業務。

#### 第4条（作業期間および作業場所）

本件業務の作業期間および作業場所は、甲乙双方協議のもとで別途決定する。なお、甲および乙

は、本件業務の実施に支障が生じるおそれがある事実を知った場合、その旨を相手方に報告するとともに、対応について速やかに協議する。

#### 第5条（再委託）

1. 乙は、本件業務の全部または一部を、必要に応じて、乙以外のネットワーク・ファームに再委託することができる。
2. 乙は、前項の場合を除き、事前に甲の了解を得ない限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない（前項および本項に基づく当該再委託先を「本件再委託先」という。以下本契約において同じ。）。
3. 本契約に関して、乙は本件再委託先の行為について責任を負うものとし、甲は本件再委託先に対して、本契約の履行に関連する主張、損害賠償請求訴訟その他一切の訴訟、請求等を行わないものとする。

#### 第6条（業務責任者等）

1. 乙は、本件業務を担当する責任者（以下「業務責任者」という。）を定め甲に通知する。また、乙は、本件業務に従事する者（以下「業務補助者」という。）の選定を行う。
2. 乙は、本件業務に関連する連絡・確認を、業務責任者をして、甲の指定する担当者に対して行うものとする。なお、業務責任者に代わって業務補助者が当該連絡・確認を行うことを妨げない。
3. 業務責任者および業務補助者の一切の指揮命令は、その作業場所の如何にかかわらず、乙がこれを行う。
4. 前三項の定めは、業務責任者および業務補助者が、本契約等期間中、甲以外の第三者に対して本案件に関連しない他の業務の提供に従事することを妨げるものではない。

#### 第7条（本件業務の処理結果）

1. 乙は、第3条その他本契約等の定めに従い実施した本件業務の処理結果を書面または口頭にて甲に報告（以下「本件報告」という。）する。
2. 甲は、乙から本件報告の提供を受けた場合、その内容について疑問または不明な点があるときには、乙に対して適時に照会・質問するものとする。なお、当該疑問または不明な点の例としては、「本件報告の内容と甲の有している情報・認識との間に重要な差異が生じている点」「本件報告の内容について甲の十分な理解が伴わない点」等がある。
3. 本件報告の提供に際して、その内容の理解・利用等に関する注意や留意が乙により示されることがある。甲は、当該注意や留意の趣旨を十分に認識した上で、本件報告を利用するものとする。なお、当該注意や留意には、例えば、「本件報告の内容に関する前提条件や仮定」「本件報告の限界や取扱いに関する事項」等があり、また、「Draft（草案）」「Discussion Purpose（打ち合わせ用資料）」等の本件報告の位置づけ、状態、目的を示すものも含まれる。

4. 甲は、本件報告に係る以下の各号について認識し、本案件または本件委託目的の観点から重要と思われる事項に関して、本件報告の内容の再確認を必要に応じて乙に行うものとする。
  - (1) 本案件に関連する会議等の際に派生的に提起された疑問や質問に対して、即応性の要請から、明示的・黙示的に設定された当座の前提条件（一定事実の認識・解釈や仮定等）に基づき本件報告が提供される場合があり、当該前提条件が変わるときには本件報告の内容や結果も変化する可能性があること。
  - (2) 会議等における口頭によるコミュニケーションには、一般的に、その内容・情報に関するお互いの認識や理解に齟齬が生じる危険性があること。

#### 第8条（本件報告に含まれる情報の管理）

1. 第3条第2項第6号に定める通り、本件報告は甲の内部での利用を前提に提供されるものであり、甲は、本件報告に含まれる情報（以下「本件報告内容」という。）を本件委託目的のため必要な範囲内で甲の内部において使用（複製して使用することを含む。）することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、本件報告内容を乙の標章および名称を付さない場合、甲は、個別依頼書において乙の確認を受けることを条件に、甲の名称のもと甲により第三者に対して開示することができる。ただし、甲は、本項の定めによる第三者への開示を行うにあたり、開示する情報の出典が乙にあることを示す（乙であることが類推できる開示方法を含む。）ことはできない。
3. 甲は、本件報告内容の開示を伴わないときであっても、乙の事前の書面（電子メール等を含む。）による承諾がない限り、乙の名称等（名称を類推させるものを含む。）の引用を伴う本案件に関連した開示（例えば、甲の公表する財務数値等に乙が関与した旨の開示や本案件に関する調査等に乙が関与した旨の開示（株主総会における説明資料、金融商品取引所における適時開示等を含む。））を行ってはならない。
4. 第1項の定めにかかわらず、甲は、法令に基づき本件報告内容の開示を要求され当該開示が義務となる場合には、当該法令が要求する最小限の範囲で本件報告内容を第三者に開示できる。
5. 本件報告内容に金融商品取引法第163条第1項に定める「上場会社等」に該当する者が含まれる場合、甲は、本件報告内容に金融商品取引法に定める「上場会社等に係る業務等に関する重要事実」が含まれている可能性を認識し、甲自らの責任において当該重要事実の取扱いおよび管理を行う（各国のいわゆるインサイダー取引規制に対しても同様とする。）。

#### 第9条（業務報酬およびその支払方法）

1. 甲および乙は、本件業務に対する業務報酬（以下定義する「消費税等」は含まれない。）を別途個別依頼書にて定めるものとする。ただし、個別依頼書記載の本件業務範囲に対し想定される乙の予定業務時間に比べ、実際の業務時間が乙の責によらず超過することが判明した場合には、その取扱いに関して甲乙誠実に協議するものとする。なお、業務報酬、付帯経費および間

接費に別途課される租税・公課（消費税、VATを含むがこれらに限られない）を、以下「消費税等」という。

2. 乙は本件報告の提供が完了した時点以後に甲に請求書を発行することができる。
3. 甲は乙が発行した請求書を受領した月の翌月20日までに、請求された業務報酬の全額およびこれに相応する消費税等を乙指定の銀行口座への振込により支払う。

#### 第10条（乙の秘密保持）

1. 乙は、個別依頼書に基づく各本件業務の実施過程で開示を受けた甲および本件顧客の秘密、業務上の知識およびノウハウに関する情報で、かつ、当該開示を受けた際に秘密であることが明示されるか、そのことが自明なものであり、次の各号に記載された情報以外のもの（以下「秘密情報」という。）については、秘密を保持し、本件再委託先等（本件再委託先および翻訳・印刷・複写・製本等の事務作業を実施する、乙から委託を受けた者をいう。以下本項において同じ。）に開示する場合を除き、甲の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。また、乙は、秘密情報を本件業務以外のために使用してはならない。
  - (1) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
  - (2) 開示を受けた時点で、本契約等に違反することなしに、乙が既に保有していた情報
  - (3) 本契約等に違反することなしに、または本契約等とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づいて、乙が独自に開発した情報
  - (4) 第三者から乙が開示制限なく適法に入手した情報
  - (5) 開示を受けた後に、乙の責によらず公知となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、法令等に基づき秘密情報の開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。なお、甲は、乙が、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）および乙以外のネットワーク・ファームに対し、独立性や利益相反の確認または品質管理レビュー等の品質管理および業務管理目的のために必要な報告または資料の提出等を行うことを了解する。
3. 前二項の定めは、個別の個別依頼書に基づき受領する秘密情報ごとに、当該個別依頼書の有効期間の終了後、3年間有効に存続する。
4. 甲および乙は、各個別依頼書の締結以前に甲乙間で締結または乙が差し入れた、当該個別依頼書が適用の本件業務に係る秘密情報の取扱いについて定めた書面（以下「秘密保持に関する書面」という。）に基づく甲が乙に開示または提供した秘密情報も本条第1項に定める秘密情報に含まれること、および当該個別依頼書の締結によって当該秘密保持に関する書面は失効することを確認する。
5. 甲の要請に基づき、第8条に定める手続により本件報告内容を乙が第三者に直接開示する場合には、第1項に定める甲の書面による承諾があったものとみなす。
6. 乙および乙以外のネットワーク・ファームは、提案書、企画書その他刊行物等の実績欄において、本案件自体が公知となり秘密でなくなった後、かつ、その業務実績を示す目的に限り、乙

等が甲に業務提供を行った旨を第三者に開示することができる。また、当該目的に限り、甲の名称および標章を利用することができるものとする。

#### 第11条（個人情報の取扱い）

1. 甲および本件顧客にかかわる個人情報（以下「当該個人情報」という。また、甲および本件顧客の顧客等にかかるものを含む。）が乙に提供される場合、甲は、当該個人情報が個人情報の保護に関する法律等（諸官庁が定めるガイドライン、指針、通達等を含む。以下、本条において同じ。）が要求している必要な要件・手続を具備したものであることを表明する。
2. 乙は、当該個人情報を、漏えい、盗用、改ざんしてはならず、かつ、本契約等の目的以外に利用せず、個人情報の保護に関する法律等に従って適正に取扱うものとする。また、乙は、当該個人情報を秘密情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 乙は、甲から求めがあった場合、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、甲は、当該個人情報の委託につき、個人情報の保護に関する法律第22条の委託先に対する監督を行うため合理的必要があると認められるときは、当該監督の対象となる個人情報の管理状況について、方法等につき乙と協議の上、必要な調査を行うことができるものとする。
4. 乙は、本条に違反する事態が発生し、または発生するおそれのあることを知った場合には、速やかに甲に報告し、その対応に関して甲乙協議するものとする。

#### 第12条（資料の提供および免責事項）

1. 甲は、甲が保有するもので、乙が本件業務実施のために客観的に必要と認められる情報および資料を乙に提供するものとする。この場合、甲は、当該提供について、必要に応じて第三者の了解を得るものとする。
2. 甲は、乙が第三者から本件業務実施のために情報および資料の提供を受けることがある場合、予め当該第三者に連絡し、本件業務の提供に支障の生じないよう、協力するものとする。
3. 乙は、本件業務のために利用する情報および資料（以下「本件利用情報」という。）を、それが真実、完全かつ正確であるとの前提に基づいて取扱い、本件利用情報の真実性、完全性および正確性を検証する義務を負わないものとし、甲は、本件利用情報の真実性、完全性および正確性の欠如に起因して生じたいかなる責任も乙に追及しないものとする。
4. 乙は、本件利用情報の複写物を甲に引き渡す義務を負わないものとする。ただし、甲への引き渡しにつき、甲と乙との間で別途合意されたものについてはこの限りではない。
5. 乙は、本件利用情報および本件利用情報を組み込んだ本件報告を、本契約等の終了後も乙の法令遵守および業務管理上必要とされる記録として保存することができる。
6. 甲および乙は、本契約等の履行に関連して、電子的情報技術を利用した情報の伝達があることを認識し、次に定める各号について相互に確認する。

- (1) 電子的情報技術の性能、信頼性、有効性または安全性について完全に保証されるものではなく、電子的情報技術を利用して伝達された情報が漏えい、消失もしくは損壊される可能性があり、また、遅延もしくは不完全に伝達される可能性があること。
- (2) 前号に記載された可能性に鑑み、情報の漏えい等を回避するための手段を講じる必要があること。
- (3) 甲または乙の責に帰すべき事由によらずして第1号により生じた損失、損害、費用、危害または不都合について、相手方に対して責任を追及しないこと。

### 第13条（損害賠償）

1. 甲は、本契約等の履行に関連して、乙等（これらの社員、役員、職員、従業員等の個人を含む。本条において、以下同じ。）の責による事由で損害を被った場合、乙等の行為に直接起因して現実に生じた通常の損害に限り、乙に対して、第2項で定める限度内で金銭による損害賠償の請求をすることができる。したがって、いわゆる逸失利益、偶発損失等、および間接損害ならびに特別損害（予見可能性は問わない。）は損害賠償の対象範囲に含まれない。
2. 前項の損害賠償の累積総額は、債務不履行（不完全履行を含む。）、不当利得、不法行為その他の請求原因にかかわらず、個々の個別依頼書に規定される本件業務に対する対価として第9条の定めに従い実際に支払われたそれぞれの業務報酬の額を上限とする。ただし、乙等の故意または重過失（故意に相当するものを指す。以下同じ。）による場合はこの限りではない。なお、甲の被った損害が乙等を含む複数の者によって引き起こされた場合には、被った損害の発生に寄与した乙等以外の者が甲に対する責任を果たすことができるか否かを問わず、乙が負う責任は、甲が被った損害のうち乙等がその発生に寄与した割合に応じた損害の範囲とする。
3. 甲は、本契約等の履行に関連する主張、損害賠償請求訴訟その他一切の訴訟、請求等を本契約等の当事者たる乙に対して行うものとし、本件再委託先および乙等の社員、役員、職員、従業員等の個人に対して行わないものとする。
4. 第1項に定める損害賠償請求権の行使期間は、次の各号のうちのいずれか早い日から3年間とする。
  - (1) 個々の個別依頼書に定める当該個別依頼書が終了した場合には、当該終了日
  - (2) 損害発生の原因となった個別の本件報告が乙から甲に対して提供された日

### 第14条（第三者からの請求等に対する保護および補償）

甲は、本契約等の履行・不履行、本件報告に関連して影響を受けたと主張する第三者からの訴訟、請求、法的手続、その他裁判上または裁判外の紛争等から生じた一切の損失、損害、費用等（合理的な弁護士費用を含む。）から、乙等および乙等の社員、役員、職員、従業員等の個人を免責し保護し、または補償するものとする。ただし、乙等の故意または重過失による場合には、乙等に対する免責・保護・補償はこの限りではない。なお、上記の第三者には第8条に基づき甲の要請により

本件報告の開示を受ける者も含まれる。

#### 第15条（解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当する事由が発生した場合、何らの催告なく、相手方に対する書面の通知により直ちに本契約等を将来に向かって解除することができる。
  - (1) 本契約等に対する重大な違反または背信的な行為があった場合
  - (2) 監督官庁より営業停止、営業免許または営業登録の取消処分を受けた場合
  - (3) その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売その他これと同等の請求・申立がなされた場合および公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続、任意整理手続その他これと同等の手続に関する申立がなされた場合
  - (5) 手形または小切手の不渡処分を受けた場合または銀行取引停止処分を受けた場合
  - (6) 支払停止または支払不能に陥った場合
  - (7) 解散決議をした場合
  - (8) その他前各号に準ずるような本契約または各個別依頼書を継続しがたい重大な事由が発生した場合
2. 乙は、本件業務の一部の実施が独立性にかかわる諸法令等に抵触するまたはそのおそれがあると判断した場合、甲に対して書面による通知を行うことにより、本契約等を解除することができる。
3. 甲または乙は、相手方に債務不履行が発生し、相当期間を定めて行った催告後においても是正されない場合、本契約等を解除することができる。
4. 本契約または各個別依頼書が解除された場合、乙は、その時点までに実施した本件業務に相応する業務報酬および消費税等を直ちに受け取ることができる。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約等の有効期間にわたって該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認



められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲および乙は、本契約等の有効期間にわたって自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲または乙は、相手方が、前二項の表明および確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、本契約等を直ちに解除することができる。この場合において、当該解除をした者（以下「解除者」という。）は、その相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、当該解除をされた者（以下「被解除者」という。）は、かかる解除により、解除者に損害を生じさせた場合、解除者が被った全ての損害を賠償するものとする。なお、被解除者は、解除者の名誉の維持および回復のために必要な事項の実施につき、自らの費用負担により解除者に協力するものとする。

4. 甲および乙は、本契約等に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告する。

#### 第17条（不可抗力）

天災その他の不可抗力または甲乙いずれの責にも帰さない事由で本件業務の本旨に従った履行をなすことができなくなった場合、甲乙双方協議の上、本契約等の取扱いを決定する。

#### 第18条（契約期間）

1. 本契約は、本契約書の締結日（甲乙双方の記名押印が調った日）の如何にかかわらず、20 年 月 日をもって効力を生じ（効力発生日）、20 年 月 日をもって満了する（満了日）。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がない場合、本契約と同じ条件でさらに1年間本契約の有効期間は継続し、以後も同様とする。
2. 本契約が終了した後であっても、第8条から第11条まで、第12条第3項から第6項まで、第13条、第14条、第16条第3項および第20条から第25条までの規定は、それぞれ存続する。ただし、当該条項においてその存続期間に定めのあるものについては、その定めに従う。
3. 本契約が終了した時点で、個別依頼書が存続する場合には、個々の個別依頼書に規定されている有効期間内において、当該個別依頼書に基づき発生した権利の行使および義務の履行に必要な

な限度で、本契約の定めはそれぞれ存続するものとする。

#### 第19条（他の法令と本契約等の効力）

1. 甲および乙は、本契約等の一部が、甲または乙等が遵守すべき法令規則等に抵触すること等の理由により無効と判断された場合でも、本契約等の他の部分は無効とならず引き続き効力を有することを確認する。なお、甲および乙は、独立性にかかわる諸法令等に抵触する部分が本契約等に含まれる場合には、当該部分が無効とすることについて合意し、独立性にかかわる諸法令等に抵触しない本契約等の他の部分は無効とならず引き続き効力を有することを確認する。
2. 甲および乙は、前項の定めにより本契約等の一部が無効と判断された場合でも、前項にいう法令規則等に抵触すると判断された本契約等の一部について変更を行うことにより、当該法令規則等に抵触しないことが明らかな場合で、当該変更について甲乙書面により合意するときは、本契約等が当該変更後の一部を組み込んだ形で引き続き効力を有することを確認する。
3. 本契約等の締結にあたり、甲または甲の関係会社の監査役会、監査委員会による承認等の一定の手続が法令等で要求される場合、甲および乙は当該手続の完了が本契約等の効力発生要件であることを確認する。

#### 第20条（他の依頼者に対する業務との関係）

1. 甲は、ネットワーク・ファームが、甲と競合関係にある他の者または本案件に関連し甲と利害対立の関係にある他の者の依頼に基づき業務提供を行っている可能性（もしくは、行う可能性）があり、本契約等の締結により、ネットワーク・ファームの行う当該他の依頼者に対する業務が拘束されないことを確認する。
2. 乙は、本件業務の実施期間中、個別依頼書に基づく本件業務にかかる本案件に関連してネットワーク・ファームが前項の他の依頼者に対して業務を行う場合、必要に応じて他の依頼者に対する業務のために編成したチームと異なるチームを本件業務提供のために編成する。また、甲その他関係当事者の了解を得た場合を除いて、これらのチーム間において業務上知り得た秘密情報の提供および入手を行わない。

#### 第21条（譲渡の禁止）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約等上の地位を第三者に承継させ、または本契約等に関連して生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引受させもしくは担保に供してはならない。

#### 第22条（完全合意）

本契約等は、本件業務にかかわる甲と乙の合意事項のすべてを示すものであり、本契約等で特に明示されていない提案、取り決め、および合意等については、両者を法的に拘束しない。

第23条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約等は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本契約等に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

第24条（本契約等の解釈）

甲および乙は、本契約等が民法の委任または準委任に関する規定に従って解釈・運用されることを確認する。

第25条（協議事項）

本契約等に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙双方は、信義誠実の原則に基づいて協議し、訴訟に先立ち円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書を二通作成し、甲乙各自記名押印の上、各一通を保有する。

20 年 月 日

(甲) 所在地

商号

代表者氏名印

20 年 月 日 (発行日)

(乙) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

商号 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

代表者氏名印 代表執行役社長 福 島 和 宏

# 別紙

年 月 日

## 個別依頼書

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 御中

商号  
役職・氏名

印

当社は、貴社に対し、貴社との間で締結した20 年 月 日付「業務委託基本契約書」（以下「本契約」という。）に基づき、以下の業務を個別の本件業務として依頼します。なお、本契約において定義された各用語の意味は、本個別依頼書で別段の定めのない限り、本個別依頼書においても同一の意味を有するものとします。また、本件個別業務の受委託に関する条件および定義は、本個別依頼書の記載によるほか、本契約記載の内容によることを確認します。

1. 本件顧客（本契約第3条第1項）

2. 業務内容（本契約第3条第1項）

当社による企業概要書（当社が買収候補先企業に初期的に譲渡対象企業の紹介をするために利用する書面）の作成に関する支援業務。なお、本件顧客等における資料の準備状況、対応状況等により実施が遅れるまたは実施できない場合がある。

3. 本件報告内容の確認等（本契約第8条第2項）

※ 該当するチェックボックス（）にチェック（）を入れる。

当社は、本個別依頼書第1項に記載の本件顧客の紹介のために、本件報告内容を第三者に対して開示する。

※ 上記チェックボックスにチェックを入れた場合、以下も回答する。

当社は、本個別依頼書において提供をうける本件報告内容を、貴社の標章および名称を付さない態様において、第三者に開示する。

当社は、上記第三者への開示に関して、開示する情報の出典が貴社にあることを示す（貴社であることが類推できる開示方法を含む。）ことをしない。

当社は、貴社による確認を受けた後に、確認時と異なる内容・態様における本件報告内容の第三者開示を希望する場合、再度貴社による確認を受ける。

4. 作業期間（本契約第4条）

20 年 月 日から20 年 月 日

5. 業務報酬（本契約第9条）

300,000円（消費税等別途）

6. 本個別依頼書の有効期間

本個別依頼書の効力発生日は20 年 月 日とし、20 年 月 日をもって満了する。ただし、貴社お

よび当社が書面（電子メール等を含む。）により別途合意した場合には、これを延長することができる。

7. その他の特記事項（業務条件等）

本個別依頼書締結の証として本書を二通作成し、各一通を保有する。

上記の内容を了解し、本件個別業務を受託いたします。

20 年 月 日

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

代表執行役社長 福島 和宏

Ⓜ